

# 米国退職準備制度改革最前線

## - ポスト401(k)プランの動き -

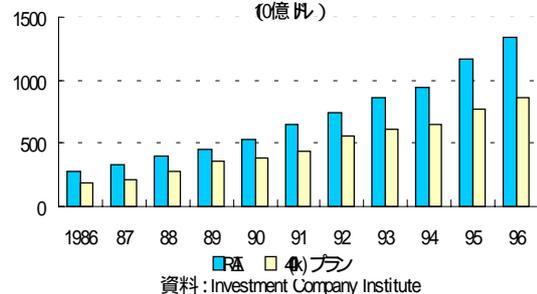
ニューヨーク事務所 大久保 亮

### はじめに

日本では401(k)プランに類似する確定拠出型年金の導入に向けて準備が進められている。モデルとなった米国では、株高に支えられ確定拠出制度の導入が進んだものの、退職準備貯蓄の水準が大きく不足している層もあるというのが実態である。401(k)プランを有する企業は比較的大規模な企業が多く、中小企業には負担が大きい。簡易版確定拠出制度として創設されたSIMPLEプランは中小企業に人気を博し、一応の成果をみたが、長期勤続の従業員の報酬に見合った退職給付水準の確保の点などから、確定給付制度の普及もクリントン政府の優先課題とされている。

こうした企業の退職給付制度以外にも米国ではIRA（個人退職勘定）と呼ばれる制度があり、所得水準や企業の退職給付制度の有無等の諸条件にもよるが、最大年間2000ドルまで拠出が認められ、税制優遇されている。401(k)プランと同様に投資オプションを選べ、投資成果で受取額が変わる。転職時には前の会社の401(k)プランからIRAに資産を移転するのが通常であり、これをロールオーバーIRAと呼ぶ。日本での知名度は401(k)プランに及ばないが、資産規模は401(k)プランよりもIRAの方がむしろ大きく、米国民の私的退職準備制度の柱の一つである。

(図表)IRAと401(k)プランの資産残高の推移  
(0億円)



1997年税制改革で、拠出時は課税されるが、引き出し時には非課税となるロスIRAと呼ばれる新しいIRAが創設され、人気を呼んだ。この成功をふまえ、現在連邦議会ではロス401(k)プランを創設する法案が提出されている。同法案には401(k)プランやIRAの限度額を引き上げ、対象要件を緩和する内容も含まれる。またクリントン大統領は、社会保障制度改革の一環として、ほとんど全ての就労者を対象に国がマッチング拠出する新しい個人退職勘定USAプランを創設する提案を行っている。また中小企業でも設立を容易にするため、簡易版確定給付制度SMARTプランも提案している。今回は、このようなポスト401(k)プランを模索する米国退職準備制度改革の動向を簡単に紹介してみたい。

## 1. ヒットしたロスIRA 課税後に拠出し、引き出し時は非課税

ロスIRAは1997年税制改革で創設され、立法を推し進めたウィリアム・ロス上院議員の名前をとって名付けられた。これまでのIRAや他の確定拠出プランは拠出時に課税控除され、所得控除された拠出額や資産運用益への課税は受取時まで繰り延べられるが、受取時には一般所得として所得税が課される。また70.5歳までには引き出しを開始しなくてはならないという要件があり、最低引き出し額も定められている。これに対し、ロスIRAでは課税後の所得から拠出する一方、受取時には、拠出額と資産運用益は一定の要件を満たせば非課税とする。伝統的IRAと比較した大きな特徴は運用益への課税がなされないことである。また70.5歳までに引き出しを開始する要件も課されないため、受取人を指定して非課税で遺族に引きつげる。

伝統的なIRAとロスIRAとのどちらが有利かは一概に言えないが、現在の収入に基づく税率

よりも退職時の税率の方が高いことが予想される若年層<sup>(注1)</sup>、所得制限により伝統的IRAでは控除が認められない層、遺族に非課税で引き継ぎたい高齢者層などが、特にロスIRAの創設を歓迎した。伝統的IRAでは残高を大きく残して亡くなった場合、全額引き出しにより発生する課税額は巨額になりうる。ロスIRAは単なる老後資金準備から、相続対策という新境地を開拓したといえる。

また独身者や夫婦合算申告者で調整後総所得が10万ドル以下であれば、伝統的IRAで所得控除された拠出額と資産運用益相当額を課税所得に加えることでロスIRAに転換することが認められている。1998年は課税所得算入を4年間繰り延べたり、分割することを認める措置がとられ、ロスIRA転換が注目された。拠出時課税、引き出し時非課税という税務取扱の方を好む従業員が増えると、制度設計者はより魅力的な401(k)プランを設計し、ロスIRAに対抗するプレッシャーを感じるようになったという。

(図表2) ロスIRAと伝統的IRAの比較

主な条項	ロスIRA	伝統的IRA
年間拠出限度額	2,000ドル 収入がそれ以下ならその額	2,000ドル 収入がそれ以下ならその額
対象者	収入があり、調整後総所得で独身11万ドル未満、夫婦合算申告16万ドル未満、夫婦分離申告1万ドル未満の者。及び従業員退職給付のない配偶者。年齢制限はない。	70.5歳以下で収入がある者。夫婦合算申告で調整後総所得16万ドル未満で、従業員退職給付のない配偶者。
所得控除額	なし	従業員退職給付非対象者は拠出額。 従業員退職給付の対象者は所得額に応じて段階的に削減。
引き出し時の課税	口座開設後、5年以上経過し、59.5歳以上の引き出しであれば非課税。加えて、死亡・高度障害、1万ドル未満の最初の住宅購入費、子供の高等教育費用、生涯にわたり定期的に引き出す場合、調整後総所得7.5%を超える医療支出、12週間以上失業保険の給付を受けた者の医療保険料の引き出し事由に該当すれば非課税。	所得控除された拠出額と運用益は他の所得と合算して課税される。 所得控除されていない拠出額は非課税。
早期引き出し	特定引き出し事由を除き、59歳未満の引き出しは運用益が他の所得と合算して課税され、10%の早期引き出しペナルティが課される。	特定の引き出し事由を除き、59歳未満の引き出しは所得控除された拠出額と運用益が他の所得と合算して課税され、10%の早期引き出しペナルティが課される。口座開設後、5年経過以前のロスIRA移管も早期引き出しとみなす。
強制的引き出し	なし	70.5歳になると引き出しを開始しなければならず、最低引き出し額も設定されている。

## 2 . ロス上院議員の退職準備制度改革法案 ロス401(k)プランと要件の緩和

このようなロスIRAの成功を受け、401(k)プランでも同様の仕組みを創設してほしいとの声が高まる中、ロス上院議員は3月17日、ロス401(k)プランを創設する条項を含む退職準備制度改革法案S646「Retirement Savings Opportunity Act of 1999」を第106議会に提出した。ロス401(k)プランでは、401(k)プランでも課税後に拠出する一方、引き出し時には非課税とする。ただしロスIRAと異なり、70.5歳までに引き出しを開始する要件は存続する。したがって相続対策としての活用にはやや限界があるが、401(k)プランではIRAに比べ、高額な拠出が認められており、運用益が課税されないというメリットは大きい。一般企業を対象とする401(k)プランの他、非課税団体や公立学校職員を対象とする403(b)プランについてもロス403(b)プランを創設する。

(図表3) ロス上院議員の退職制度改革法案(S676)

主な条項	現行	法案
ロス401(k)プラン、ロス403(b)プラン	なし	導入
IRAにおける年間拠出限度額	2,000	5,000
401(k)プラン年間拠出限度額	10,000	15,000
SIMPLEプラン年間拠出限度額	6,000	10,000
ロスIRAで全額拠出が認められる年収制限(個人)	95,000	撤廃
同(世帯)	150,000	撤廃
ロスIRAへの転換が認められるための年収制限	100,000	1,000,000
退職年齢が近づくと共に拠出限度額を引き上げる規定	なし	導入
確定拠出制度の企業マッチング拠出の対報酬制限	25%	撤廃
IRAを企業退職制度に活用した場合の企業マッチング拠出	なし	認める
確定給付制度でプラン拠出控除できる対年金負債制限	150%	撤廃

ロス法案はロス401(k)プラン以外にも、ロスIRA対象範囲の拡大、拠出限度額の引上げ、退職が近づく50歳代になると拠出限度額を1.5倍

に引き上げるキャッチアップ拠出条項などを含んでいる。キャッチアップ拠出条項は、確定拠出制度では高齢者の退職準備が少なくなる傾向があるという問題点に対応するもので、確定給付的な要素を加味したものということもできる。

このようなロス上院財政委員長は退職準備制度改革法案に対しては、ビジネス界や恩恵を受ける層の国民は期待を寄せている。一方、本当に老後生活資金に不安のある低所得者層ではなく、金持ち優遇につながるとの批判の声もある。クリントン政権は、同法案が含む大幅な要件緩和による税制優遇措置が政府に与えるコストは膨大と指摘し、至上命題である社会保障制度改革の実現に悪影響を与える可能性を警告する。

## 3 . 大統領のUSAプラン法案 国がマッチング拠出する個人退職勘定

ロス上院議員は立法の根拠として、米国民の半数以上、退職直前の51~61歳でも30%、ベビーブーマー世代では40%が貯蓄残高1万ドルを下回る現状を指摘し、現在の制度要件は厳しすぎるためこれを大幅に緩和すべきと主張しているが、IRAの対象となっている国民が皆、限度枠を使い切っているかといえば否である。ロス法案による限度額の引き上げや対象拡大はもとも資金に余裕があり、現在の限度を超えて拠出したいという動機を有する層には恩恵を与えるが、現在の拠出限度額水準さえほど遠い低所得層に対する効果は疑問とされる。IRAの活用が少ないのは企業マッチング拠出がない分、メリット感が少ないことが理由の一つとされる。

そこでクリントン大統領は、全ての従業員に個人退職勘定を設定し、国がマッチング拠出する401(k)タイプの退職貯蓄制度USAプラン(Universal Savings Accounts)を創設する提案を

行っている。当提案によると、USAプランの対象となるには、年齢範囲18～70歳で、世帯収入5000ドル以上、調整総所得が夫婦で10万ドル未満、独身の場合5万ドル未満の層、および所得がそれ以上で企業退職給付プランの対象となっていない層であることが条件となっており、推定1億2400万人の米国民をカバーする。

USAプランではまず自動的に300ドルの税金クレジットが政府から個人勘定に拠出され、さらに個人が拠出する額に対し、中低所得者層には同額、高所得者層は50%まで所得に応じて遞減する額を政府がマッチング拠出する。ただし年間個人拠出の上限は350ドルとする。

(図表4) USAプランの年間拠出額

個人拠出分が350ドルの場合(合計1000ドル)

税金クレジット	個人拠出	政府拠出
300ドル	350ドル	350ドル

USAプランでも、401(k)プランと同様に株式や債券などの投資オプションを選択することができる。クリントン政府は、中低所得者層の夫婦の各々が40年間、拠出上限である350ドルを拠出し、5%の実質利率で運用したと仮定すると、253,680ドルの資産が蓄積されると試算している。USAプランでは、政府拠出分は課税控除されるが、個人拠出分は課税控除されない。控除の代わりに税金クレジットが与えられるためである。運用益は引き出し時まで繰り延べされるが、うち15%は課税所得から除外される。これは個人拠出割合を概算したものとされる。なお原則65歳まで引き出しは認められない。

またUSAプランの対象者が401(k)プランに個人拠出を行った場合も、限度額までは個人拠出分とみなし、政府マッチング拠出をUSA勘定に行う。これはUSAプランでの政府マッチング拠出の恩恵を受けるために、401(k)プランへの拠

出を見合わせるという行動を防ぐ意図がある。

USAプランでは年間約380億ドルのコストが推定されるが、将来15年間の財政黒字の12%を財源に充てる計画である。

USAプランに対しては、退職準備が必要である層に退職準備を提供する第一歩として評価する声もある一方、保険会社や関連業界などはUSAプランの導入で401(k)プランなどの退職給付プランを設定する企業の意欲がそがれると反対しており、将来の財政黒字頼みの当計画では潜在的に将来赤字が発生する可能性も指摘する。下院歳入委員会のアーチャー委員長も、USAプランが401(k)プランに悪影響を与え、社会保障制度の長期的財政問題の解決にもつながらないと批判する。膨大な数の個人退職勘定を運営する事務上の負荷も指摘されている。

これに対し、クリントン政府は『USAプランを利用する対象層は元々401(k)プランやIRAを活用していなかった層であり、USAプランが悪影響を与えるという批判はお門違いである。401(k)プランへの個人拠出に対しても政府がUSA勘定へのマッチング拠出を行うため、むしろ制度の利用を促進する』と反論している。

#### 4. 大統領のSMARTプラン法案 簡易版確定給付制度の創設

1996年、中小企業向けに要件等を簡略化したSIMPLEと呼ばれる確定拠出制度が創設され、一応の成果をみたが、クリントン大統領は、確定給付制度の普及を優先課題と位置づけている。これまで確定給付制度にとって有利ないくつかの税制改革を行ってきたが、今度はSMART (Secure Money Annuity or Retirement Trust)プランと呼ばれる簡易版確定給付制度を創設する提案を行った。SMARTプランは従業員100人以下、

W2報告による所得が5000ドル以上で、SIMPLEプラン、401(k)プラン、403(b)プラン等を除く適格退職給付制度を有さない企業が対象である。中小企業が確定給付制度を設けやすくするため、制度設計や積立方法の選択肢を限定する一方、従来の確定給付制度に課されているいくつかの要件を緩和する。例えば負荷の高い不当差別禁止要件やトップ・ヘビー・ルールは適用除外とする。また仕組みを簡略化することで数理計算の負荷も軽減している。

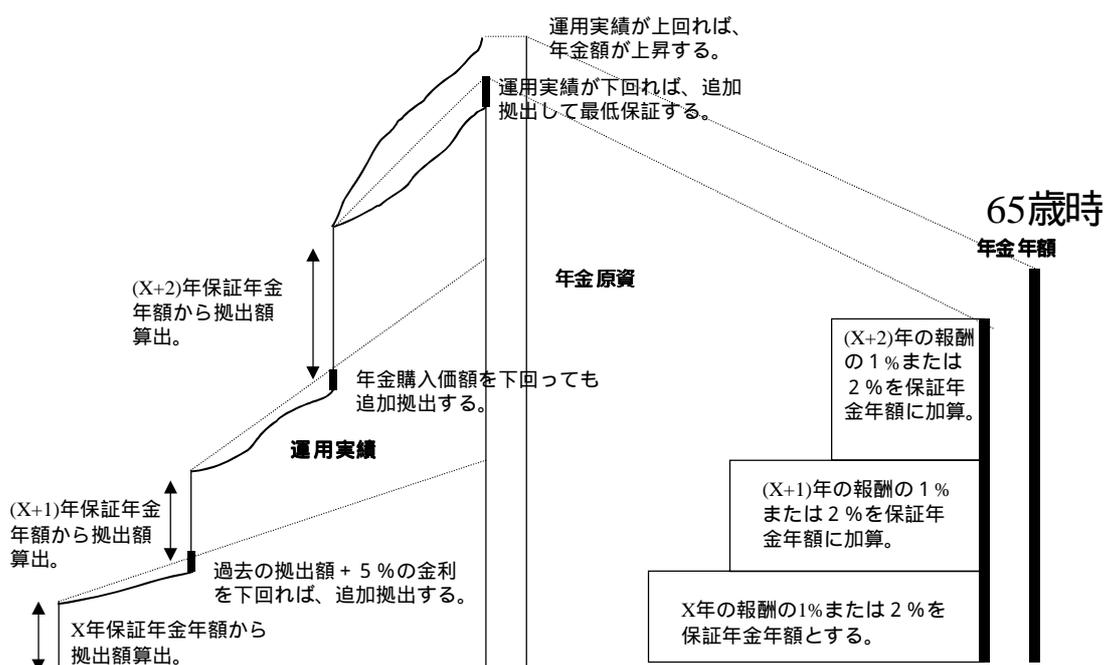
SMARTプランは中小企業向けに運営上の負荷を軽減すると同時に、確定給付制度の欠点を補うために確定拠出要素の一部を取り入れていることも大きな特徴である。

確定給付制度として最低保証給付を行い、PBGC保険の対象となる。ただし保険料は一人あたり5ドルと軽減する<sup>(注2)</sup>。一方、対象となる従業員毎に個人勘定を設定し、各年の報酬の1%または2%を保証年金年額として企業がクレジットする。制度設定当初5年間は報酬の3%とすることを認べることもできる。計算基礎となる年

収は10万ドルを上限とする。雇用主は数理仮定に基づき、65歳時の保証年金年額を支払うのに十分な額を拠出することを義務づけられる。拠出額は個人勘定に割り当てられ、実際の投資収益が各従業員にクレジットされるが、これが過去の拠出額に5%の金利クレジットを施した額を下回る場合には、雇用主は不足分を補うための追加拠出をしなくてはならない。さらに従業員の勘定残高と最低年間退職給付を支払うための年金の購入価格が乖離する都度、雇用主は追加拠出を義務づけられる。他方、実際の投資収益が5%仮定を上回った場合には、従業員の給付は実際の投資収益を基礎とする。つまり最低給付水準が保証される一方で、投資収益が高ければ受取額も大きくなる設計となっている。また受給権は100%即時発生する。

なおSMARTプランにおける個人勘定は内部管理上の概念であり、個人が投資判断をする401(k)プランやIRAとは性格が異なる。資産運用方法などは通常の確定給付制度と同様であることに注意が必要である。

(図表5) SMARTプランの概念図



SMARTプランでは通常の確定給付制度と同様の引出ルールが適用され、死亡や高度障害などの例外を除き、65歳まで引出は認められない。ただし残高が5000ドルに満たない場合、SMART年金、SMART勘定と呼ばれる個人退職勘定、IRAなどに非課税で移転できる。それ以外でも残高をSMART年金やSMART勘定に移転することを企業が従業員に認めることはできる。

(図表6) SMARTプランと他の退職制度の比較

項目	SMARTプラン	SIMPLEプラン	確定給付制度	確定拠出制度
不当差別禁止等の諸要件	×	×		
制度設計の柔軟性		×		×
PBGC保険による保証		×		×
個人勘定による管理			×	
ポータビリティの確保			×	
最低退職給付の保証		×		×
投資収益向上ポテンシャル			×	

ロス法案やUSAプランと比較し、SMARTプランについての関係者の反応は良好である。米国では確定給付制度が復活するトレンドがみられ、特に大手企業を中心に確定拠出的要素も兼ね備えたキャッシュバランスプランが続々採用されているが、中小企業への確定給付制度の普及、十分な退職準備水準の確保という目標に向け、SMARTプランへの期待が感じられる。

## おわりに

401(k)プランが成長している米国でも中低所得者には退職準備貯蓄が大きく不足する層が存在しており、その改善は最重要課題である。社会保障制度の限界が顕在化する中、私的退職プランによる退職準備貯蓄の奨励が鍵となるが、他に企業退職給付制度を持たない中低所得者層

に有利な退職準備貯蓄を提供することを最優先するの、富裕層にも税制優遇措置を拡大し、牽引車としての役割を期待するのか、この問いはクリントン大統領のUSAプランとロス上院議員の改革法案をめぐる論争の背景にある。

また401(k)プランが退職制度の補完的役割をもつことはいうまでもないが、確定給付制度(年金)の代替としては無理があると思われる。負荷の軽減と問題点の是正を試みつつ、中小企業への確定給付制度の普及をめざしたSMARTプランの成否は注目される。

米国の退職準備制度改革には、この他にも新たな適格退職給付制度を設置する中小企業に退職給付制度関連の管理費と教育費の50%にあたる税金クレジットを3年間にわたって与えるもの、女性の退職準備貯蓄を奨励するものなどがある。各利害の調整に苦慮し、議会の取組みも遅れがちで、今年の法案成立は厳しいとの見方が有力であるが、このような米国の退職準備制度改革の論議は、「企業拠出型」、「個人拠出型」の確定拠出型退職プランの導入も含め、私的退職準備制度改革をすすめていこうとしている(かつ公的年金財政が米国以上に危機的な状況にある)わが国にも大いに参考になるう。

(注1) 過大な公的年金等控除が指摘される日本では退職時の税率の方が低いことが多い。

(注2) 通常の確定給付制度のPBGC保険料は1人あたり19ドルに加え、未積立千ドルに対して9ドル(かつて設定されていた一人あたり上限72ドルは1997年廃止。)

- ・ 本レポート記載のデータは各種の情報源から入手、加工したものです。その正確性と完全性を保障するものではありません。
- ・ 本レポート内容について、将来見解を変更することもあります。
- ・ 本レポートは情報提供が目的であり、記載の意見や予測は、契約の締結や解約を勧誘するものではありません。なお、ニッセイ基礎研究所に対する書面による同意なしに本レポートを複写、引用、配布することを禁じます。